

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
1	<p>井原駅から福山駅まで公共交通機関を使っています。 井原駅から福山駅までの公共交通機関に関して下記2点について改善して頂きたいです。 1点目は井笠バスカンパニーの一部の便しかICOCAが使えないことです。 中国バスはほぼ全てでICOCAが使えます。 両備グループなので中国バスに移管してみるのはいかがでしょうか。 2点目はバスの運行時刻が井原線の10分後とかで明らかにおかしいことです。 例えば、井原線が出た30分後に福山駅行きのバスが出発するとかすれば井原駅から福山駅までが実質30分間隔の運転になり利便性が増すと思います。 すでにJR四国と徳島県のバス会社が当該提案に似た取り組みをしています。 公共交通機関の利用増加の観点から是非ご検討願います。</p>	<p>公共交通についてのご意見・ご提案について、市の担当課（企画振興課62-9504）に確認したところ「1点目の井笠バスカンパニーでのICOCAカードの使用についてですが、ICOCAカード等の交通系ICカードへの対応は利便性の向上につながるものですが、導入には読み取り機器等の費用がかかります。残念ながら中国バスへ移管しただけで、ICOCA対応となるわけではございません。 2点目のバスの運行時刻の件ですが、井笠バスカンパニーでは平成31年4月1日にダイヤ改正を行っておりますが、井原鉄道・井笠バスカンパニー両者のダイヤについて平準化を図り、一定の配慮をされておられます。 公共交通機関の利便性向上や利用促進は重要なことではございますが、2点ともに民間の運行事業者である井笠バスカンパニーで実施していただく内容となりますので、ご意見として井笠バスカンパニーへお伝えさせていただきます。」とのことでした。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしく願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
2	<p>持続可能な食糧確保と米の安定生産の為、子供の健康の為</p> <p>○給食を市内生産のご飯給食にしてはどうでしょうか。 ○また、給食で使用されるパンとかパスタ等を米粉製にしては、どうでしょうか。米粉パン、米粉パスタにする。 ※グルテンフリーとなり、小麦アレルギーも無くなります。 食の安全性にもつながります。</p> <p>○井原に新しく出来た「ジーンズストリート」や「井原駅」「高校の売店、学食等」で米粉パンを売り出して、 ※井原福山から倉敷岡山へ行く時又、倉敷から福山へ行く時の通り道にするのではなく、「井原へ米粉パン、米粉製品」を買いに行くという消費者の目的地になるようにしてはどうでしょうか。 （商品例に米粉で作ったおにぎり形パン、米粉パスタ） ○井原市内で米粉を米から製粉して作り、市内のパン屋さんにも使用してもらおうようにしてはどうでしょうか。モチモチして美味しいパンが出来ます。 ◎米の生産者にとっても価格の安定し、安心した米の生産、農地の荒廃を防ぐ、食の安全、米と米製品を通して井原市の活性化になる等、効果が大きいと存じます。</p>	<p>まず、「給食を市内生産のご飯給食にしてはどうでしょうか。」「また、給食で使用されるパン等を米粉製にしはどうでしょうか。」のご提案につきましては、市の担当課（学校給食センター62-0813）に確認したところ「現在、学校給食で使用している主食の米・パン・めんは、公益財団法人岡山県学校給食会を通じて、給食に提供しています。</p> <p>井原市学校給食センターが実施している委託炊飯の米は井原市産ヒノヒカリを、美星調理場で実施している自家炊飯の米は美星産コシヒカリを使用し、市内で生産された米を給食に使用しております。</p> <p>パン、めんにつきましては、岡山県産米粉を20%配合した「米粉パン」、「米粉めん」を中心に給食に使用しており、小麦等の食物アレルギーへの対応につきましては、園児、児童、生徒の保護者や学校園と連携を密にし、適切に対応しております。</p> <p>今後も、地場産物を使用し、安全・安心な給食の提供に努めたいと考えています。」とのことでした。</p> <p>次に、米粉パン、米粉製品についてのご意見・ご提案につきましては、アイデアをお寄せいただき有難うございました。井原産の農産物を6次化商品にすることは、とてもいいご提案と思います。多くの方が集まって地元産の米を材料にして米粉パンなどを作っている様子が想い浮かびます。お客様がわざわざ米粉パンをお買い求めに来る特産ブランドになればいいと思います。</p> <p>現在、本市では特産品の魅力を市内外に発信するために、シティプロモーション事業に取り組んでいます。今回のご提案も参考にして井原市の活性化に取り組んでまいります。</p> <p>今後とも様々なご提案をお寄せいただきますようお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
3	<p>私は、木之子町の自分の田んぼで米作りをしています。近年ジャンボタニシの増加により、稲の被害（稲苗が食べられる）に合い困っています。近くの米農家の人も同様だと存じていますか。ジャンボタニシ対策に、石灰チツソが有だといひます。市から米農家に対し（20kg/10a）の割合で支給支援を頂ければと思ひます。</p>	<p>ジャンボタニシ対策についてのご意見・ご提案について、市の担当課（農林課 62-9522）に確認したところ「ジャンボタニシ（スクミリングガイ）は、市南部を中心に生息域を拡大しており、対策には苦慮しているところです。</p> <p>現在、市では、被害対策として、田植え時期の浅水管理や侵入防止の取り組み、卵塊の除去、冬期の耕うん等の水田管理、また、食害されにくい4葉期以上の苗の植え付け等について、市広報誌、ホームページによりお知らせしております。</p> <p>提案にありました石灰窒素につきましては、殺菌効果があり、散布は有効な防除となると農林水産省等でも紹介されておりますが、水中での防除法となりますので、使用にあたっては、ほ場に灌水しなければなりません。防除時期は田植え前の春期と、収穫後の秋期とされています。春期の場合、田植えの10日以上前からの水ためが必要であり、秋期の場合は、稲刈り後に水ためを行う必要があります。</p> <p>また、石灰窒素は魚毒性が高いため、漏水防止対策を行うとともに、田面水は絶対に水路に流さず、自然落水としなければなりません。</p> <p>このようなことから、水利組合や周辺の水田管理者との協議は必須であり、個人で石灰窒素を活用した被害対策を行うことは難しいと考えるため、現在のところ、米農家に対する石灰窒素の支給支援の考えはございません。</p> <p>市広報誌等でお知らせしております被害防除対策に取り組んでいただきますとともに、ジャンボタニシ専用の薬剤の使用も検討して頂ければと思ひます。</p> <p>防除用薬剤の購入につきましては、岡山県農業共済組合が、水稻共済加入者に対して行う、病害虫防除用薬剤購入助成もありますので、そちらの制度もご活用いただければと思ひます。」とのことでした。</p> <p>議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願ひいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
4	<p>木之子町では、近年特に人口減少が激しく（私の地区 高月地区も）子供の数が少なく、若者の流出がものすごい勢いで進んでいる感があります。地域の自治活動にも今後大きな障害になるものと思います。</p> <p>反面、浅口市などは、住みやすい町第3位に選ばれるなど人口が増えています。耕作しなくなった田んぼの宅地化、商業施設化の効果は大きいと思います（加藤勝信氏の言葉添えがあったときです。）井原市でも人口減対策、住み易さの向上の為、他人に預けている田んぼのうめたて、耕作放棄地の活用を推進して、商業施設等を誘致してはどうでしょうか。買い物難民対策になると思います。</p>	<p>耕作しなくなった田んぼの宅地化、商業施設化についてのご意見・ご提案について、市の担当課（農林課62-9522）に確認したところ「農地を農地以外のものにするときは、原則として農地法に基づく農業委員会の農地転用許可が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「田んぼの宅地化、商業施設化」 田が農地転用許可上のどの農地区分に位置しているかによって、農地転用許可の見込みが変わります。第3種農地を除いた農地は、その転用事業の必要性からやむを得ず農地を転用する場合に許可となり、「耕作しなくなった」という理由だけで、農地以外のものにすることはできません。 ※木之子地区では、都市計画法で定める用途地域内の農地であれば、第3種農地となり、原則として転用許可が可能です。 「他人に預けている田んぼのうめたて」 農地法では、農地は農地として利用することを求めています。他人に預けて農地として耕作してもらうことは、農業上の適正かつ効率的な利用を確保するために、大変有用な手法です。耕作者が居る田のうめたては、推奨されません。 ※農地法第2条の2（農地について権利を有する者の責務） 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。 「耕作放棄地の活用を推進」 やむを得ず山林化してしまった農地については、農地ではない土地として、非農地判断を行うこととなります。非農地判断された場合は、農地法の規制から外れますので、山林や原野として開発することが可能となります。 「商業施設等を誘致してはどうでしょうか」 井原市の土地利用は、都市計画法の用途地域の指定で方向性が定められています。用途地域内の農地であれば、市街化の傾向が著しい区域ですから、商業施設等の誘致についても、転用許可を受けて行うことが可能です。」とのことでした。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
5	<p>令和四年五月の市議会だよりで「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」を全会一致で可決された旨拝見しました。私は昨年春に中国のウイグル民族に対するジェノサイドを非難する決議を行っていただくよう提案しましたが、外交問題等は国会で議論すべきものであるとの回答をいただきました。一年たってこのような決議がなされたことに驚くとともに議員の皆様の努力に深謝いたします。</p> <p>ところで中国における人権侵害は一向に衰えません。ウイグル、チベット、南モンゴルなど少数民族に対するジェノサイド、法輪功学習者に対する臓器狩り（生きたまま臓器を取り出す）人身売買など枚挙にいとまがありません。最近ではゼロコロナということで陽性者でもないのに同じ地区に陽性者が出たというだけで強制隔離したり、出入り口を強制封鎖したりしています。ますますひどくなるばかりなので、この際中国の人権弾圧に対する非難決議を六月の定例会で決議していただきたいと思えます。結構いろんな自治体で中国の人権弾圧に対する非難決議がなされているようです。よろしくお願いたします。</p> <p>議会ではロシアのウクライナ侵略とされていますが、実態はどうなのでしょう。少なくともプーチン大統領はウクライナ東部地域のアゾフ大隊による侵害に対して東部二州がロシアに支援を求め、その結果その二州を独立国として認め集団自衛権を発動して特別軍事作戦を行ったとしています。またミンスク合意に違反したのはウクライナです。最近ではゼレンスキー大統領がブチャでロシア軍が市民を大量虐殺したと言っていました。これは逆にウクライナ軍の砲撃によって死亡したことがわかっています。このようにこの紛争はどちらが悪いという二元対立では答えられない問題です。しかしウクライナに住んでいる人たちが被害を受けていることは事実でこの戦闘は止めなければなりません。そういう観点でロシアを一歩的に非難するのではなく、ロシア、ウクライナ双方に即時停戦を呼び掛ける決議を行っていただきたいかと思えます。さらにアメリカ、イギリスはこの紛争を煽っています。非難されるべきはアメリカ、バイデン政権だと思えます。</p> <p>ウクライナ人道支援のため日本赤十字社を通じて義援金を贈ったとのことですが、大変良いことだと思います。ただ、赤十字社を通じての義援金で大丈夫とは思いますが、ウクライナ政府に直接渡ったりすると兵器に変わる危険性もあります。また日本には北朝鮮による拉致という人道問題も抱えています。家族会や救う会にも支援していただければと思います。</p>	<p>まず、昨年〇〇様から頂きましたご意見には、 『井原市議会の活動においては、市民の安心安全を確保するなどの、市民の福祉増進が柱であり、外交問題などの国策に伴うものについては、当該団体の公益に関する事件以外については地方公共団体の事務ではなく、国会で議論すべき事項であるため、方針を示すことはなじまないとの考え方であります。 以上のような観点から、ご提案の問題については回答を控えさせていただきたく存じますので、よろしくお願いたします。』と回答させて頂きました。</p> <p>この基本的な考え方については何ら変わってはおりませんが、今回のロシアによる隣国の国土を焦土化するウクライナ侵略はテレビ等の報道にも見られるように明らか事実であり、また市民への無差別な攻撃等、悲惨な映像については理解できない、また看過できないことも明らかであります。</p> <p>このため、地方議会であっても扱うことをためらうことなく、見過ごすことの出来ない事柄として判断し決議案を作成したものであります。</p> <p>また、今回の〇〇様の昨年につぎましては、井原市議会としては、引き続き外交問題などの国策であると考えているところであります。回答につぎましては昨年と同様に控えさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>今後も市民の皆様のご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和４年度）

No	提案内容	回答
6	<p>いつもお世話になっております。 一件質問させて戴きますので宜しくお願い致します。 先日山陽新聞に掲載のタブレット運用開始の記事読ませて戴きました。 良いことだと思って読ませてもらいましたが1点良くわからない点があり質問です。 導入費用は全額を国の感染症対策交付金を充てたとありましたが国の感染症対策交付金とタブレット導入との関連性は？よくわかりません。 宜しくお願いいたします。</p>	<p>タブレットの財源についてのご意見・ご提案について、市の担当課（総務課62-9506）に確認したところ「各種行政事務にICT（情報通信技術）を活用することは、業務効率化、紙媒体削減による省資源化、ひいては市民サービスの向上につながるものであり、タブレット端末を活用した会議システムについてもかねてより検討を重ねていたところです。</p> <p>令和2年より新型コロナウイルス感染症が拡大し、未だ収束に至っていない状況の中、感染防止策の原則である密閉・密集・密接の3密を避けるため、会議や打ち合わせは必要最低限の出席者とし、オンラインでの開催や参加が必要となっております。</p> <p>このたび導入したタブレット端末は、業務効率化等にものみならず、各種会議や市議会議員間の連絡、情報共有等をオンラインで行うことで、必要最低限の参集による議会運営や業務の遂行が可能となり、感染症対策としても有効であると考えております。こうした理由から、タブレット端末導入に係る財源は、国の感染症対策交付金を活用したところです。」とのことでした。</p> <p>議会におきましては、タブレット端末を活用し、市民にわかりやすい真に開かれた議会を目指し、市民福祉の増進に努めてまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
7	<p>井原市図書館利用について 電子図書貸出サービス実施してはどうか。</p> <p>図書館一設備投資が必要になります。 〔メリット〕 書籍保管スペースが電子書籍なら解決する。 蔵書管理の効率化が図れます。 図書館に足を運ぶことがむずかしい方、文字の拡大縮小が出来るので高齢者にも良い。 図書館に行かなくても本が借りられるのは便利。 スマホやタブレット、パソコンから24時間いつでも、どこでも閲覧可能、返却も不要。</p>	<p>電子図書貸出サービスについてのご意見・ご提案について、市の担当課（井原図書館62-0822）に確認したところ「ご提案のとおり、電子図書貸出サービスについては、利用者の方は、図書館に来館しなくても、24時間いつでも電子図書を借りて読むことができ、期限がくれば自動で返却になります。高齢者の方や視覚障害者の方が利用しやすい文字の拡大や読上げ機能のついた電子図書もあります。また、図書館にとっても、貸し出し・返却についての事務の手間や、保管スペースも不要であるなどのメリットがあります。</p> <p>しかし、このサービスの導入にあたっては、電子図書取扱事業者と契約し、クラウド型専用サイトの構築費用、電子図書の貸出ライセンスを購入して、サービスを実施することとなります。貸出ライセンスは、ほとんどの図書が、2年又は貸出52回の有期限制限型の商品となっており、一定の電子図書数を確保するための購入費用のほか、専用サイトのクラウド利用料などの毎年度の維持費用も必要となります。</p> <p>また、紙の書籍に比べて、図書館貸出用の電子図書の数は少ないこと、新刊の電子図書化は時間がかかること、ライセンスの購入単価が割高であることなどのデメリットもございます。</p> <p>図書館といたしましては、紙の書籍貸出サービスと電子図書貸出サービスについては全く別のサービスと考えており、電子図書貸出サービスを導入したから、紙の書籍貸出サービスを縮小することは、現利用者の方にとってはサービスの低下につながることを考えます。</p> <p>電子図書貸出サービスの新たな導入につきましては、福山市や県内各市町村の動向も注視しながら利用者ニーズがどのくらいあるのかを今しばらく見極めていきたいと考えております。</p> <p>最後になりましたが、井原市と福山市は図書資料の広域利用について申し合わせを行っており、井原市在住の方は、現在試行されている福山市の電子図書サービスの利用も可能です。利用にあたっては、「福山市図書館貸出券」及び電子図書利用申込が必要です。詳しくは、福山市図書館へお問い合わせください。」とのことでした。</p> <p>議会におきましては、電子図書貸出サービスについて研究し、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和４年度）

No	提案内容	回答
8	<p>いつも図書館を利用させてもらっている者です。 図書館２Fの女性用トイレのドアにとりつけてある、バックなどをひっかける金具の位置が高すぎて、身長１５０cmの私では背高をしてギリギリです。膝が痛くて杖をついていた頃は、手が届きませんでした。 ９０才の高齢の母は、バッグ（袋）はトイレの床に置いていたそうです。 この要望は、トイレが洋式に改装した時に、受付の職員の方にお願ひしたのですが、未だそのままの状態です。</p>	<p>図書館のトイレについてのご意見・ご提案について、市の担当課（井原図書館６２－０８２２）に確認並びに改善のお願いをしたところ「ご提案の内容について、現場を確認しましたところ、フック付戸当たりが戸の上部に取り付けてありました。検討の結果、その金具の移動や新たな金具の取り付けについては、戸や壁の強度の問題もあり、バッグなどが置ける台を設置させていただきました。 長い間、ご不便をお掛けして申し訳ございませんでした。」とのことでした。 議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしく願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
10	<p>これから電気自動車の時代になります。 EV充電器の設備設置を進めてほしい。 （急速充電スポット）300万円／基 程度必要</p> <p>GW中にローソン駐車場 田中美術館駐車場にて充電している車が有りました。（県内ナンバーでした） 井原市に観光にこられる方の為に 公共施設、宿泊施設、コンビニに増設 井原駅駐車場、井原市民会館駐車場、経ヶ丸キャンプ場など 美星青空市はどうか。</p>	<p>現在、井原市の公共施設では、井原市立田中美術館、星の郷観光センター（星の郷青空市）に急速充電設備を設置しています。また、市内の民間事業者では、ローソン井原駅前通店、ファミリーロッジ旅籠屋井原店、TSUTAYA（ファミリーマート）井原店、フジモト工業（株）、（株）報国電設に設置していただいております、そのうちローソン井原駅前通店が急速タイプの充電器となっています。</p> <p>充電設備の導入は、性能によって異なりますが急速タイプのもので、300万円から500万円、また1,000万円以上かかるものもあると言われており、充電設備の設置に対して国や岡山県が補助率や上限額を定めたうえで補助金を制度化し普及を進めています。</p> <p>現在の近隣自治体での導入は、矢掛町では矢掛町が設置している2か所（道の駅山陽道やかげ宿、やかげ町家交流館）、笠岡市では笠岡市が設置している1か所（道の駅 笠岡ベイファーム）、民間事業者が設置している8か所があります。</p> <p>ご提案の内容については、井原市議会で行った市民の声を聴く会においても同様のご意見を伺っており、将来的には電気自動車が普及することが予想されるため、井原市の観光行政の状況に応じた対応が必要であると考えます。今後は、一般家庭を含めた電気自動車の普及も見据えたうえで、井原市に限られた財源を的確に執行していくよう注視してまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
11	<p>選挙会場について</p> <p>近年の異常気象に伴い猛暑日が続く熱中症対策も重要視されるようになってきました。</p> <p>先日、行われました国政選挙に選挙会場へ投票しにまいりました。お昼過ぎでしたので会場となった体育館は異常なまでの暑さで投稿した私はすぐに帰りますがお世話をする方々は扇風機だけでは到底体力を落とす状態だと感じました。とくに立会いされておられるご高齢な方は気の毒とも見えました。</p> <p>体育館にエアコン設備はありませんがスポットクーラーぐらいはご準備されたらと考えます。また、公民館・小学校教室とか冷暖房設備が整った場所へ変える事もこれからは考える必要があると思えます。</p> <p>井原市では9月初旬に市長選挙も予定されています。まだまだ残暑も厳しい気象です。市民の多くの方が選挙に来れる事を意識して改善されてたらいかがでしょう。</p>	<p>選挙会場についてのご意見・ご提案について、市の担当課（総務課62-9506）に確認したところ、「去る7月10日に執行されました参議院議員選挙では、異例の早い梅雨明けとともに、猛暑が続いていたため、特に暑熱環境の悪い体育館を利用している投票所には、スポットクーラーの設置を検討いたしました。ところが、スポットクーラーは消費電力が大きく、投票所で使用する他の電気機器に影響が生じるおそれがあったため、消費電力の少ない気化式の冷風機をレンタルで調達し、投票管理者や投票立会人の席付近に配置したところでした。</p> <p>この機器は、体育館全体を冷やす能力はないものの、冷風機からは周辺より3℃から4℃ほど涼しい風が届いていたと聞いております。</p> <p>9月4日執行の井原市長選挙におきましても、同様の対応となりましたが、今後は諸条件を勘案しながら投票所の施設も検討して参りたいと考えております。」とのことでした。</p> <p>議会におきましては、選挙会場について、投票管理者等選挙従事者や投票に来られる方の健康面に配慮した設備や施設となるよう今後の対応に注視してまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和４年度）

No	提案内容	回答
13	<p>鎌倉市議会が「国葬」実施について議論し、明確な意見書を作成し、国に提出しました。 https://t.co/f7JzdUVuLT 井原市議会でも「国葬」実施についてしっかりと議論する、まずはその姿勢を市民に見せていただき、そしてどのような結論になろうとも、是非、国に対して意見を述べてほしいと思います。ご検討ください。</p> <p>先日提案させていただいた、井原市議会の国葬についての意見書を国に提出してはどうか、の件ですが、追加で、国立市議会も意見書が、可決されましたことをお伝えします。 故安倍晋三氏の国葬の中止を求める意見書（案） https://t.co/f7LwxpyloM 自民党政権が国葬の開催に向けて進めています。 岡山県内の首長は、決まったことに従うのが民主主義だから、などの理由で、国葬出席を表明していますが、ホントに今回の決定が民主主義といえるのか？考えていただきたいです。 市長は自民党に推薦されて市長選に当選されました。推薦というのは、一方的な応援ではなく契約です。井原市議会には市長としっかり対峙し、市民の納得のいく議論をしていただきたいと思います。 どうぞ、引き続きご検討いただければと思います。</p> <p>先日から、国葬についての議論を提案させていただいております。 続々と地方議会での動きが報道されておりますので、参考までに、お伝えいたします。 井原市議会なりの議論をしていただき意見書を作成して、是非国に提出してください。市民として期待しています。 鳥取県南部町議会、国葬中止求める意見書を可決 14日中に岸田首相宛てに郵送 - 社会：日刊スポーツ https://www.nikkansports.com/general/news/202209140000335.html 小金井市議会で「国葬中止」可決：朝日新聞デジタル https://www.asahi.com/articles/DA3S15412152.html 伊那市議会国葬に関する法整備求める意見書可決 https://www.47news.jp/8326000.html 共産町議提案 国葬反対の意見書可決 神奈川県葉山町 - 産経ニュース https://www.sankei.com/article/20220909-ID27DLPLORLGTPMILWUKSNWR4I/</p>	<p>「国葬」については国また地方においても、様々な意見や議論がある事は十分に承知しております。また、いくつかの地方議会から、9月議会において「国葬」の中止を求める意見書が可決されたこと、或いは可決された意見書を国等へ送付されている事についても確認しているところです。</p> <p>ご承知のとおり、地方自治法第99条の規定により地方公共団体の議会は国等に対し意見書を提出することができます。しかしながら、この意見書の提出についての要件は当該普通地方公共団体の公益に関する事件案件であり、井原市議会ではこれまでも、外交問題などの直接的に市政に関わらない事件については、取り扱っていないところであります。</p> <p>また、本年井原市では9月4日投票日の市長選挙が行われたことにより、通常の9月定例議会が10月へ変更となった事により「国葬儀」が終了後の10月3日が開会日となりました。</p> <p>加えて、今日まで「国葬の中止を求める」請願等が市民の方や議員から議案として提出された事件でもありません。したがってご提案を議会として審査し議決を行うことは出来ないと考えていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、ご提案については、全議員に配布周知を行っております。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしく願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
14	<p>遊水地等設置での平時の活用を笠岡市の太陽光パネル設置とは方向性の異なる活用をご提案したい。貴市の養鶏業等アニマルウェルケアを求められている畜産業の継承や新規参入者誘致には、放牧場付き畜産業への転換による近代化が求められています。近代化にも「費用対効果」の投資が求められます。霞堤周辺農地や遊水地の平時の活用を採草放牧地化し、共用放牧場付き牧舎・鶏舎の提供で「働き方」改革を同時に実現できればそれに越したことはありません。それには下流域住民から苦情の出ない湖沼・溜池浄化装置を排水口に設置することや平時の衛生作業の徹底化が前提です。具現化には霞堤提供用地および隣接農地は長期賃貸で、遊水地提供用地は地役権設定用地部分と長期賃貸の併用での提供者が必要です。これから始まる全国中小河川へのハザードマップ公開範囲の拡大化で中小河川流域農地の賃貸はますます困難になることをお話しされれば農地所有者の理解は得られます。市自身の初期投資、民間事業者の放牧場事業への参入等で各畜産団体による運営管理としたい。遊水地等の大小で専用又は共用放牧場となります。対象用地の高台部分への専用牧舎・鶏舎の団地化や、希望者や新規参入者向けの共用施設付き合同牧舎・立体鶏舎の区分貸し施設（放牧場の一部が鶏専用となる）も提供したい。高台への緊急時避難での臨時的舎飼いへの転換で乳用牛や肉用牛の被害は回避できる。跡取りのいない畜産農家から新規参入者への第三者継承施設としての協働の場を提供できれば新たな継承手段となる。下流域に向けた傾斜地造成に馴染む採草地化は河川管理の地方整備局から歓迎されるが、下流域からの苦情が予想される田んぼ等の採草放牧地化は地方農政局との事前協議による指導の受け入れが欠かせない。感染症対策の専任獣医師設置規制も受け入れたい。ゼネコン・不動産大手・住宅産業大手等の民間事業者の農業サービス業としての放牧場経営への新規参入に関しては国との交渉も必要かもしれない。下流域への波及的効果の見込める貴市主導の遊水地等設置投資なら流域治水協議会会員自治体の協賛は得られやすい。</p>	<p>本市を流れる小田川はご存じの通り高梁川水系の支流で一級河川とされています。小田川は本市の人々の暮らしに豊かな恵みを与えると同時に、ひとたび堤防が決壊すれば大きな被害をもたらしてきました。本年4月には、井原市芳井歴史民俗資料館において「江戸時代の小田川の治水—防災・減災・復旧—」と題して、小田川がもたらした災害の様子と防災、減災、復旧の為の先人の工夫などの歴史を紹介したところです。</p> <p>最近では、2018年7月7日「平成30年7月豪雨」において倉敷市真備町で12万平方メートルが冠水し4,000棟以上の建物が浸水しました。本市においても300棟以上の建物が浸水した経緯があります。</p> <p>遊水地は大洪水時に洪水の一部を一時的に貯留させ下流への流量調整機能の確保と治水対策を目的にしています。本市の小田川周辺環境は、多様な動植物の生息、生育、繁殖の環境を保つことを考慮することによって遊水地の本来の目的に沿うものではないかと思えます。</p> <p>議会への建設的なご提案の着眼にはとても興味のわくところです。井原市議会といたしましては、国土交通省中国地方整備局及び各関係機関等からの情報に注視してまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしく願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
15	<p>現在、ゲームなどの影響もあって全国的に刀剣ブームでもあり、岡山県内においても国宝太刀山鳥毛の展示が非常に好評であることなどはご存知かと思えます。その中で、井原市で史上唯一の女性刀工が存在した（後にも先にもこれまで唯一です）ことは井原市議会においてどのように把握されておりますでしょうか。</p> <p>唯一の女性刀工、大月源の打った刀だという刀について井原市教育委員会発行の「井原歴史人物伝 郷土が生んだ偉人たち」に写真が掲載されていますが、インターネットのアーカイブに、同様の銘が刻まれたものが2015年にオークションサイトにて出品落札された旨の掲載がされています。</p> <p>また別のもので大月源の刀だとされるものが2020年9月にも出品落札された旨の掲載がされています。</p> <p>大月源の姿を描いた画像については市の文化財とされているようですが、刀についてはこれまで文化財として登録されていなかったようですね。</p> <p>元々オークションに出されたどちらの刀も個人が所蔵されていたものであり、売買自体になんの違反行為もないとは思いますが、井原市の全国的歴史的に見て唯一の文化財がオークションサイトに出品され、所在が追えなくなることは多大な損失ではないかと思えます。現在、大月源の打った刀の所在で市が把握しているものはあるのでしょうか？</p> <p>また今後、井原市において史上唯一の仕事を果たした女性とどう向き合っていくかお考えが知りたく思います。</p>	<p>大月源についてのご意見・ご提案について、市の担当課（文化スポーツ課62-9541）に確認したところ、「井原市出身の女性刀工である大月源について、井原市では郷土の偉人として紹介するための冊子『井原歴史人物伝』に掲載する他、ホームページ「いばら歴史館」に掲載して、井原市民だけでなく、市外の方々にも広く知っていただくよう努めています。また、出前講座等、井原の偉人を紹介する際には取り上げたり、文化財センターの企画展で大月源を紹介した際には、大月源が作刀した短刀や市指定重要文化財「大月源画像」を展示しました。</p> <p>令和4年度夏季企画展では戦国時代の刀剣を紹介する中で、大月源の出身である荏原国重を取り上げ大月源の紹介もしました。</p> <p>大月源が作刀した刀剣につきましても、個人で所有している方を把握しており、さきほどの企画展では借用し、展示した経緯もございます。</p> <p>今後は女刀工として、郷土の偉人として等、企画展や講座で紹介すると共に、個人所有の貴重な刀剣が散逸しないよう、所有者と連絡を取るなど心がけたいと思っております。</p> <p>大月源の出身である荏原地区では、荏原まちづくり協議会により生家跡に大月源の紹介看板を立てていますが、原稿については文化財センターに依頼があったため作成し、看板作成に協力しました。また、荏原まちづくり協議会で荏原国重について講演会を企画した際には、講師の相談があり、教育委員会が講師を探す協力をしました。」とのことでした。</p> <p>議会におきましては、大月源について知識をより深め、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
16	<p>井原市長 大舌勲 様 井原市議会議員の皆様</p> <p>上出部町在住の●●●と申します。 第三セクター井原放送の違法行為の中止と公表、謝罪の要求です。</p> <p>井原放送は4月から9月までインターネット加入工事料の無料キャンペーンをして更に10月から3月まで同様のキャンペーンを行っていました。</p> <p>365日毎日キャンペーンを何年続けているのでしょうか？ いつ加入しても無料なのに、今がチャンスとって「有利であると市民を誤認させる犯罪行為」です。 これは「有利誤認」として、景品表示法で禁止されています。 いばら商工会議所会報（2022/10/1発行分）にこのキャンペーン広告が掲載されていたので情報管理係の●●さんを通して問い合わせると、井原放送のホームページや12chから広告が削除されました。井原放送が違法広告がバレたと考え広告を取り止めたものです。</p> <p>井原放送の営業担当の●●さんに聞くと、キャンペーンチラシは配布するなど指示があったそうです。実際には秘密でキャンペーンをしていて、工事代は今でも無料だそうです。</p> <p>年中無料なのに、今がチャンスとって、今加入したら有利の様に市民を誤認させています。 第三セクターならはっきりと「景品表示法に違反していたので、キャンペーンを一時取り止めます」と市民に説明して、謝罪すべきではないでしょうか。</p> <p>情報管理係や市役所内にある井原市消費生活センターから、本事件の注意を受けても、●●社長は何食わぬ顔でほぼ毎日市役所へ行って、我が物顔で彷徨っています。 一市民の私がいくら井原放送に問い合わせても、無視されています。</p> <p>第三セクターが市民を騙し、バレそうになったら口を閉ざして知らぬ存ぜぬを通そうとしています。</p> <p>大舌市長、市議会議員の皆さん、第三セクターの違法行為を止めさせ、市民に公表し、謝罪させることが必要ではないでしょうか。</p> <p>「井原放送の言いなり」と思われぬように、是非、皆様の行動力を示して下さい。</p>	<p>井原放送の違法行為についてのご意見・ご提案について、市の担当課（総務課62-9506）に確認したところ、「市民の方からの広告表示について情報提供があったことは井原放送株式会社に伝えているところですが、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の所管行政庁は消費者庁であり、市といたしましては、その是非に関して判断することができません。また、工事代金を無料とするキャンペーンにつきましても、企業の自主的な経営判断の一部であり、株主である市としても特に指摘する点はありません。</p> <p>こうしたことから、井原放送株式会社に対し、現時点で公表や謝罪を求めることは考えておりません。</p> <p>なお、この件に関しては、消費者行政の観点から、不当景品類及び不当表示防止法に関する県の担当窓口である、くらし安全安心課に対して情報提供をしたところで</p> <p>す。」とのことでした。</p> <p>議会におきましては、市は添付資料のとおり、適切な対応をしていると認識しておりますので、今後の推移を見守っていきたいと考えております。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
17	<p>いつもお世話になっております。 ほかに下の事実を市議の方々にお知らせする方法がないので事務局長さんの助言でこの「提案書」を使わせて頂きます。 私は提案も意見も申すつもりはなく、添付文書（5部）に記した事実を指摘させて頂き、井原市議会としてのこの問題に対する姿勢を問わせて頂きたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">合掌</p> <p>※添付文書（紙媒体）は別紙のとおり ①「井原市議会への提案」の添付文書目録 ②岡山県井原市／国道486号線（未着手都市計画道路）と井原鉄道 ③不法導入した 井原市の現行・都市計画税（1） ④井原市・都市計画税の抱えている問題（2） ⑤井原市・都市計画税の抱えている問題（3）</p>	<p>はじめに、岡山県井原市／国道486号線（未着手都市計画道路）と井原鉄道についてのご意見・ご提案について、市の担当課（都市施設課62-9527）に確認したところ、 「岡山県井原市／国道486号（未着手都市計画道路）と井原線について 都市計画道路は、計画的な都市づくりのために、都市計画の一環としてつくる道路で、「都市計画道路青木境森線」は昭和40年に都市計画決定されました。区間は起点 東江原町から終点 大江町の8.41kmです。 都市計画道路の見直しについては、「国の指針」や「県のガイドライン」が示されたことや、「井原市都市計画マスタープラン」で都市計画道路の見直しの実施を示していることから、令和2～3年度において「井原市都市計画道路見直し検討業務」を実施しております。その結果として、青木境森線は変更のない区域としておりますが、提案者が指摘する井原鉄道との交差部分については、引き続き見直しを検討する路線として、国道を管理する県と協議を行っております。現段階での方向性は決まっておりますが、今後、県と協議を行いながら、社会情勢等を踏まえ見直しについて引き続き検討してまいりたいと考えております。</p> <p>建築制限について 都市計画道路の区域内で建築物を建築しようとする場合には、都市計画法第53・54条の許可により、「地階（地下）の無い2階建てまで、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造などの建物」の建築が可能です。」とのことでした。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
17	<p>いつもお世話になっております。 ほかに下の事実を市議の方々にお知らせする方法がないので事務局長さんの助言でこの「提案書」を使わせて頂きます。 私は提案も意見も申すつもりはなく、添付文書（5部）に記した事実を指摘させて頂き、井原市議会としてのこの問題に対する姿勢を問わせて頂きたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">合掌</p> <p>※添付文書（紙媒体）は別紙のとおり ①「井原市議会への提案」の添付文書目録 ②岡山県井原市／国道486号線（未着手都市計画道路）と井原鉄道 ③不法導入した 井原市の現行・都市計画税（1） ④井原市・都市計画税の抱えている問題（2） ⑤井原市・都市計画税の抱えている問題（3）</p>	<p>次に、不法導入した 井原市の現行・都市計画税（1）、井原市・都市計画税の抱えている問題（2）及び井原市・都市計画税の抱えている問題（3）についてのご意見・ご提案について、市の担当課（税務課62-9509）に確認したところ、 「不法導入した 井原市の現行・都市計画税（1）について 本市の都市計画税は、都市計画法に基づいて行う事業の費用に充てる目的のため、昭和41年度から課税を始めています。対象区域は、課税当初、都市計画区域（旧井原市全域）としていましたが、用途地域が指定されたことに伴い課税区域を用途地域とする条例改正（昭和50年度以降）が行われた後は、条例の改正は行われておりません。 提案者が指摘する、西暦2000年（平成12年）の都市計画法の一部改正は、地方分権の理念に基づき、地域の自主性を尊重し、地域特性を活かすことのできる内容へと改正されたものです。 この改正のうち、「市街化区域及び市街化調整区域」の設定については、法改正前は、第7条において、 「都市計画には、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めるものとする。」とされていたものが、「都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる。」と、改正されたものです。 この条項の目的は、条文にあるとおり、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため」であり、改正の内容は、地域特性を活かし易くするために、地方団体によりその設定を選択できるようにされたものです。 提案者は「『市街化区域及び市街化調整区域』の設定を前提として都市計画税を賦課していたものが、法改正によりその前提が失われたため、課税根拠が失われた」としております。しかし、この「市街化区域及び市街化調整区域」の設定は、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」目的のための手段として規定されていたものであり、法改正により、地域の実情に応じた対応が可能となるよう緩和されたもので、都市計画法の目的は変更されておりません。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
17	<p>いつもお世話になっております。</p> <p>ほかに下の事実を市議の方々にお知らせする方法がないので事務局長さんの助言でこの「提案書」を使わせて頂きます。</p> <p>私は提案も意見も申すつもりはなく、添付文書（5部）に記した事実を指摘させて頂き、井原市議会としてのこの問題に対する姿勢を問わせて頂きたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">合掌</p> <p>※添付文書（紙媒体）は別紙のとおり</p> <p>①「井原市議会への提案」の添付文書目録</p> <p>②岡山県井原市／国道486号線（未着手都市計画道路）と井原鉄道</p> <p>③不法導入した 井原市の現行・都市計画税（1）</p> <p>④井原市・都市計画税の抱えている問題（2）</p> <p>⑤井原市・都市計画税の抱えている問題（3）</p>	<p>この都市計画法の改正に伴い、地方税法も同様の改正がされており、市税条例による都市計画税の賦課根拠に影響を与えるものではないため、都市計画法の改正に伴う議会の同意は必要ありません。</p> <p>なお、本件については、岡山県市町村課に対し本市の見解について照会を行ったところ、「市の見解のとおりである」との回答を頂いております。</p> <p>井原市・都市計画税の抱えている問題（2）及び 井原市・都市計画税の抱えている問題（3）について</p> <p>下水道負担金は、公共下水道事業により利益を受けるといった特別の関係のあるものに対してだけ、その受益の程度に応じて賦課されるものであり、井原処理区と芳井処理区の双方に同額の負担をお願いしております。次に、都市計画税は、用途地域内における全体的な都市計画事業の実施に伴い生じる、土地及び家屋の所有者の受益に対して課されるものであることから、受益者負担金である下水道負担金と都市計画税とはその性質を異にするものです。</p> <p>都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用（この「要する費用」の範囲については、『実施済み、実施中、実施予定の事業に必要な直接又は間接の費用』であり、事業の実施のために借り入れた借入金の償還金額等も含まれます。）に充てるため賦課することができる目的税です。</p> <p>用途地域で行われている下水道事業は、これまでの土地区画整理事業や公園整備事業などと同様に、用途地域全体の居住環境向上を目指した基盤整備です。都市計画税は、これらの用途地域内における全体的な都市計画事業の実施に伴う土地及び家屋の所有者の受益に対して課されるものであり、下水道事業の実施に対して、二重に負担を求めているものではありません。</p> <p>現在、都市計画税の充当は、主にこれまで用途地域内で実施してきた都市計画事業における起債の償還金に対して行っており、その内訳としては、都市公園事業（井原リフレッシュ公園）並びに公共下水道事業になります。令和2年度並びに令和3年度の都市計画税の歳入決算額及び各事業における起債償還実績額は下記のとおりであり、現在のところ、これらに多額の費用を要する状況であることから、継続して課税をお願いする必要があります。</p> <p>都市計画税は目的税であると同時に貴重な自主財源であることから、その賦課の在り方について、都市計画事業の実施状況や償還金額の状況を見て、検討をしていく必要があると考えております。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答																											
17	<p>いつもお世話になっております。 ほかに下の事実を市議の方々にお知らせする方法がないので事務局長さんの助言でこの「提案書」を使わせて頂きます。 私は提案も意見も申すつもりはなく、添付文書（5部）に記した事実を指摘させて頂き、井原市議会としてのこの問題に対する姿勢を問わせて頂きたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">合掌</p> <p>※添付文書（紙媒体）は別紙のとおり ①「井原市議会への提案」の添付文書目録 ②岡山県井原市／国道486号線（未着手都市計画道路）と井原鉄道 ③不法導入した 井原市の現行・都市計画税（1） ④井原市・都市計画税の抱えている問題（2） ⑤井原市・都市計画税の抱えている問題（3）</p>	<p>【都市計画税歳入決算額（滞納繰越分含む）】</p> <table border="1" data-bbox="1048 252 1812 360"> <thead> <tr> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>154,181,056 円</td> <td>146,992,431 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【各事業起債償還実績額】</p> <table border="1" data-bbox="1048 445 2141 644"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>年度</th> <th>元金</th> <th>利子</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都市公園事業 (井原リフレッシュ公園)</td> <td>令和2</td> <td>28,063,393 円</td> <td>838,751 円</td> <td>28,902,144 円</td> </tr> <tr> <td>令和3</td> <td>20,658,167 円</td> <td>510,985 円</td> <td>21,169,152 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">井原市公共下水道事業</td> <td>令和2</td> <td>840,765,610 円</td> <td>142,621,780 円</td> <td>983,387,390 円</td> </tr> <tr> <td>令和3</td> <td>870,011,631 円</td> <td>128,073,546 円</td> <td>998,085,177 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>これまでの経緯 「議会への提案」の提案者からは、平成29年4月を最初に、十数回にわたり、今回の提案内容と同様の内容について市の見解の回答を求められております。その都度、本市から都市計画税の課税の適法性について、文書回答を含め回答を行ってきていることから、今後、本市から改めて対応する考えは持っておりません。」とのことでした。 議会といたしましては、市の対応に問題はないと考えております。 今後、〇〇様に対してこの提案について対応する考えはございませんので、ご理解をお願いいたします。 議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視し、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p>	令和2年度	令和3年度	154,181,056 円	146,992,431 円	事業名	年度	元金	利子	計	都市公園事業 (井原リフレッシュ公園)	令和2	28,063,393 円	838,751 円	28,902,144 円	令和3	20,658,167 円	510,985 円	21,169,152 円	井原市公共下水道事業	令和2	840,765,610 円	142,621,780 円	983,387,390 円	令和3	870,011,631 円	128,073,546 円	998,085,177 円
令和2年度	令和3年度																												
154,181,056 円	146,992,431 円																												
事業名	年度	元金	利子	計																									
都市公園事業 (井原リフレッシュ公園)	令和2	28,063,393 円	838,751 円	28,902,144 円																									
	令和3	20,658,167 円	510,985 円	21,169,152 円																									
井原市公共下水道事業	令和2	840,765,610 円	142,621,780 円	983,387,390 円																									
	令和3	870,011,631 円	128,073,546 円	998,085,177 円																									

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
18	<p>※No. 16の回答に対して</p> <p>回答ありがとうございます。 ただ、「キャンペーンが、企業の自主的な経営判断の一部であり指摘する点はない。」とあるが違法な経営判断をしていることが問題で、市民がその景品表示法違反によって騙されていることを議員の皆さんには分かって頂きたい。 違法の指導処罰の所管が違っても、違法が明らかな場合は市民の代表の株主として行動を起こしていただきたい。 一般企業ではなく、市民の為の第三セクターでの違法行為ですよ。単なる景品表示法違反を問題にしているのではなく第三セクターが市民を騙していることを問題としているのです。次回の株主総会で、「今回の違法行為をどの様に糾すのか、糺さなければならぬ」ということを市民を代表する皆さんからも、株主として出席する市長に伝えて下さい。 市議会全体の再度の回答をお願いします。 また、議員さんの中には市民のことを思って行動的な方もいらっしゃると思います。 各議員さんから、自分がどの様に考えどの様に行動したか、個別にメールか郵便にてご連絡下さい。 ご連絡なき方は全体の回答と同様に市長任せであると公表いたします。 次回の市議会議員選挙に立候補予定の行動的な方の考え方や行動予定と今回個別に回答される方の、考え方や行動された事何も行動されず市長任せにされた方の比較は市民の皆さんに公表する予定です。 今回の事件の各議員の対応の違いを市民の方に比較、公表することが問題であれば事前に教えてください。 議会全体の回答と議員個別で市民の為に何らかの行動された方の連絡をお待ち致します。</p>	<p>まず、議会の対応、「執行部の対応について問題はない」と認識しているとの考え方がありますが、ご指摘の「井原放送における景品表示法違反行為」については、そもそも議会また議員が対応またその是非を判断するという案件ではないと認識している次第でございます。</p> <p>市役所へは日々市民の方から様々な情報等が寄せられている中で、その一つ一つを法令等にしながら適切に対応する事が肝要であることは言うまでもないことです。今回の対応につきましては、〇〇様から井原市へ「井原放送における景品表示法違反行為」のご指摘を頂いた後、井原市は別紙のとおりの手続きにしたがって、「岡山県」への報告を行っているとのことでした。</p> <p>その後の調査・指導等については、景品表示法に基づく権限を有している「岡山県」にその是非を井原市は委ねたところであり対応については、何ら問題はないと認識しています。</p> <p>今後、「岡山県」の調査を経た後に問題がある案件であると認定されたならば、措置命令等の処分は「岡山県」が消費者庁等の連携の上で行われると思われ、井原市・議会・議員がその是非について意見を述べることではないと認識しているところで</p> <p>以上のことから、議会また個別の議員の回答は致しかねますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p> <p>今後も様々な動向を注視し、より良い井原市を目指して活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
19	<p>若者にとって魅力のある町造りをして頂きたい。 もっと若者がずっと井原市に住んで毎日が明るく活発な生活を送っていくようにしてほしい。 具体的に述べれば娯楽施設やお店、ショッピング店舗を誘致して頂きたい。 よろしくお願い致します。</p>	<p>若者にとって魅力のある町造りについてのご意見・ご提案について、市の担当課（商工課0866-88-0050）に確認したところ、「娯楽施設やお店、ショッピング店舗の誘致につきましては、井原駅前通りから井原町の商店街までの道路沿いに出店する企業を支援する「井原駅前通り等賑わい創出補助金」を設け、出店費用の一部を補助するなど新規店舗の誘致を進めております。 ショッピング店舗では近年、ダイレックス井原店（令和2年）、いかり井原店おいしい館（令和3年）、ディオ井原東店（令和4年）が出店しておりますが、新規出店の可否は企業自身の採算性に関する判断に依るものであり、市といたしましては上記補助金により出店しやすい環境づくりを行い、また、その他地場企業の成長発展を支援することにより、魅力や活力のあるまちづくりに努めてまいりますのでご理解をいただきたいと考えております。」とのことでした。 議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
20	<p>外部から来る医師はエライ先生かもしれないが、患者と向き合うとしない。パソコンの入力もロクにできないのに患者よりパソコンと向き合う方が多い。 個人の病院ならトックにつぶれている。</p>	<p>市民病院の医師についてのご意見・ご提案につきまして、〇〇様から頂いた提案の内容については、貴重なご意見として承り、井原市議会としましては井原市民病院の状況を注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
21	<p>最近の井原市に限らず、地方では、人口の都会への流出で、過疎化、高齢化が進む一方です。</p> <p>それを防ぐ為に、働く場所の有無と生活のし易さが大事だと思います。</p> <p>農地の荒廃、後継者不足の為、土地は荒れる一方です。残すべき農地は残し、工場の誘致（雇用の受皿として）と買い物施設（ショッピングモール）を行政主導で、（例、矢掛町、浅口市、総社市等）を作ったら良いと思います。（出来れば私の住む木之子町で）</p> <p>そうしないと本当に人口が減るなかで、自治会活動も出る者がいなくなり、自治活動が出来ません。住み良い便利な、活力ある市になる様、議論をお願いします。</p>	<p>全国各地で進む少子高齢化や過疎化の流れで、本市においても自治会活動の再編問題が大きな課題となっています。町内会のエリアに住む住民の数が減り、運営役員の固定化により活動もマンネリ化や低迷の問題を抱えています。現実を見れば自治会役員の大多数がシニア男性です。形骸化した組織や従来の目的とは違う今の自治会の役割についても、見直していくことが必要になっています。</p> <p>こうした中、本市の地域活性が失われないように、買い物施設の誘致については、井原駅前通りから井原町の商店街までの道路沿いに出店する企業を支援する「井原駅前通り等賑わい創出補助金」を設け、出店費用の一部を補助するなど新規店舗の誘致を進めております。また、ショッピング店舗では近年、ダイレックス井原店（令和2年）、いかり井原店おいしい館（令和3年）、ディオ井原東店（令和4年）などが出店しました。企業誘致においても本市に進出しやすいように奨励金や補助金支援制度を設けており、その結果、稲倉産業団地にはオカモト株式会社が、出部地区にはルートイングループのホテル進出が決定しています。また、木之子地区の高月工業団地には、タツモ株式会社が工場を拡張することが予定されています。</p> <p>時代背景とともに、目的や運営体制も変わってきている一方で、適応できずに旧態依然の自治会もあります。憧れて移住してくる人もいるため、若い世代が参加しやすい自治会にするには、自治住民の努力が欠かせません。</p> <p>議会では、ご指摘いただいたように少子高齢化、人口減少を背景として地縁団体の活性機能が失われていくことを懸念しています。地区ごとに地域コミュニティが抱える課題は異なると思いますので、現状に応じた認識のもと対応を議論してまいりたいと思います。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和4年度）

No	提案内容	回答
22	<p>※No. 18の回答に対して</p> <p>今日、提案の回答が議長名で届いた。私が回答して欲しいのは、今回の事件の各議員の対応を市民の方に公表することに問題があれば教えてくださいとメールで送った。</p> <p>井原市が岡山県へ報告したので、市の対応に問題ないから議会も何もしない、そんなぬるい対応をしている、議員は何もしていない、ということ、を、次回の選挙に立候補予定の方などに公表して、次回選挙の論点にしてもいいか？このあたりのことを公表してもいいのか、法的に問題があれば理由をつけて、なければないで文書で回答いただきたい。</p>	<p>まず、前回のご意見に係る回答で、今回の井原放送における景品表示法違反行為については、「議会また議員が対応またその是非を判断するという案件ではないと認識している次第でございます。</p> <p>今後、「岡山県」の調査を経た後に問題がある案件であると認定されたならば、措置命令等の処分は「岡山県」が消費者庁等の連携の上で行われると思われ、井原市・議会・議員がその是非について意見を述べることではないと認識しているところで</p> <p>以上のことから、議会また個別の議員の回答は致しかねますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。」と回答させていただきました。</p> <p>その後、再度お電話で、「今回の事件の各議員の対応を市民の方に公表してもいいのか、法的に問題があれば理由をつけて回答いただきたい」とのご意見ですが、回答は致しかねますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>